昭和 56 年 12 月 14 日 要綱第 2 号

(趣旨)

第1 町長は、林業の振興を図るため<u>別表</u>に掲げる事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、出雲崎町補助金等交付規則(昭和39年4月1日制定)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付基準等)

- 第2 補助金は、<u>別表</u>の基準に基づき実績により交付する。 (交付申請書)
- 第3 第2の補助金の交付を受けようとするときの交付申請書の様式は、<u>別記様式</u>とし、この申請書に添付する書類は、<u>別表</u>に定める。 (県要綱及び要領の準用)
- 第4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、新潟県林業関係補助金交付要綱(平成20年4月1日施行)、新潟県林業関係交付金交付要綱(平成20年4月1日施行)及び新潟県民有林造林事業実施要領(昭和48年7月21日制定)を準用する。この場合において、これらの規程中「知事(地域振興局長)」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和56年12月14日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。
- 2 従前の出雲崎町造林事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則(平成7年3月28日要綱第5号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月10日要綱第17号)

- この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。 附 則(平成14年11月1日要綱第13号)
- この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。 附 則(平成26年3月25日要綱第5号)
- この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則(平成31年3月25日要綱第7号)
- この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表(第1、第2、第3関係)

がX(カ1、カ2、カ3 関係)				
	補助金交	補助金交付の対象経費及び交付の基		
事業名	付の対象	準		要綱第 3 に規定する申
尹木石	となるも	対象となる経費	交付の	請書に添付する書類
	の	対象となる腔質	基準	
民有林	森林所有	森林造成目的で行う次の		1 事業の終了後交
造林事	者、森林組	各号の事業に要する経費		付申請を行うもの
業	合及び森	1 森林環境保全整備事		・申請内訳書
	林所有者	業		・位置図及び施業図
	が主たる	農山漁村地域交付金		受任申請の場合
	構成員と	(1)人工造林	5%以内	• 委任状
	なって組	(2)樹下植栽等	5%以内	森林組合等受託事業
	織する規	(3)保育(除間伐、更新	5%以内	の場合
	約を備え	伐、長期育成循環施業以	, , , , , ,	・受託契約書の写し
	た協業体、	外)		2 森林組合等受託
	森林経営	(4)除間伐、更新伐、長	20%以	施業推進事業の場合
	計画等の	期育成循環整備及びそ	内	・事業計画書
	認定を受	れに附帯する森林作業	, ,	・収支予算書
	けた者	道		3 上記以外のもの
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(5)間伐材搬出		・事業計画書
			1,000円	その他は1に準ずる
		2 県単事業	/㎡以内	
		(1)森林組合等受託施業	/ 111 5/11	
		推進事業	2%以内	
		(2)保育(除間伐以外)	2 /0 5/11	
		(3)除間伐	10%以	
		3 町単造林事業	内	
		(1)人工造林	20%以	
		(2)保育	内	
		(3)除間伐に附帯する森	L.1	
		体育技に附帯する 株 林作業道	20%以	
			20 /0 以 内	
			20%以	
			20%以 内	
			20%以	
			内	